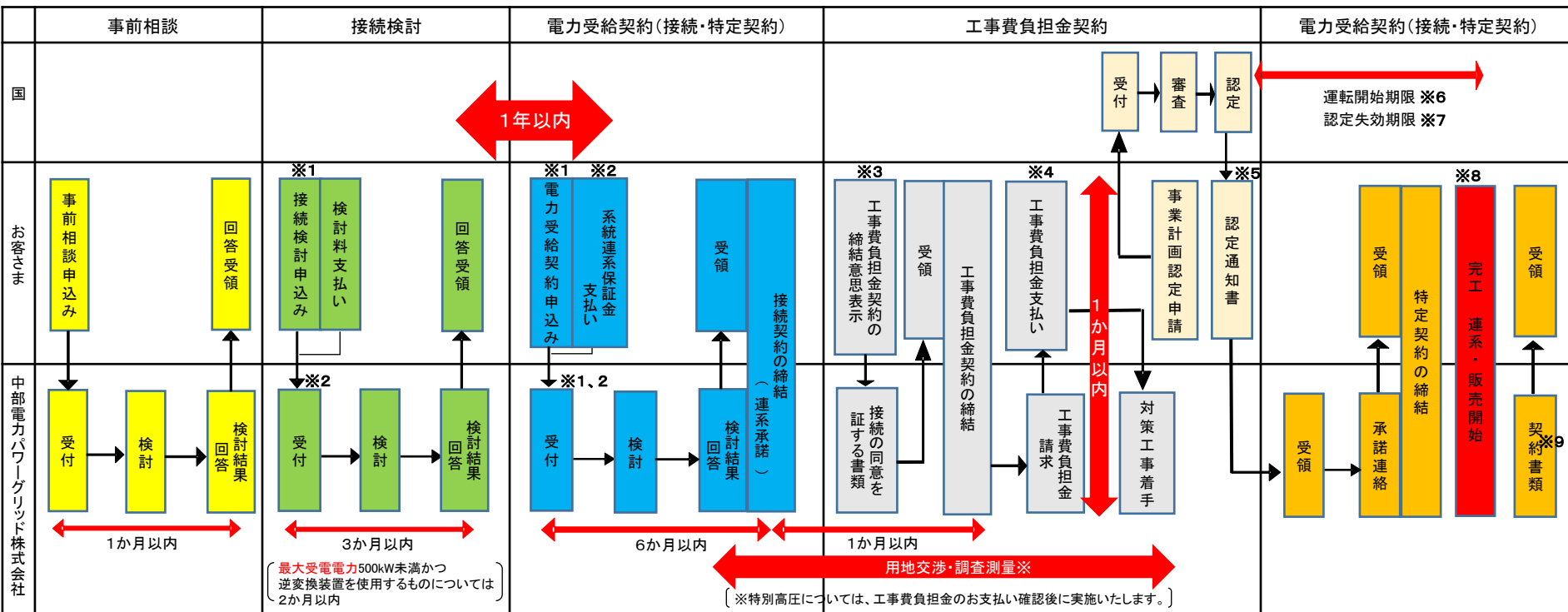


## 再生可能エネルギー発電設備の系統連系等に関する留意事項(高圧・特別高圧)

### 1 申込みから系統連系・電力販売開始までの流れ

#### <固定価格買取制度(FIT)に基づく当社との電力需給契約締結を希望される場合>

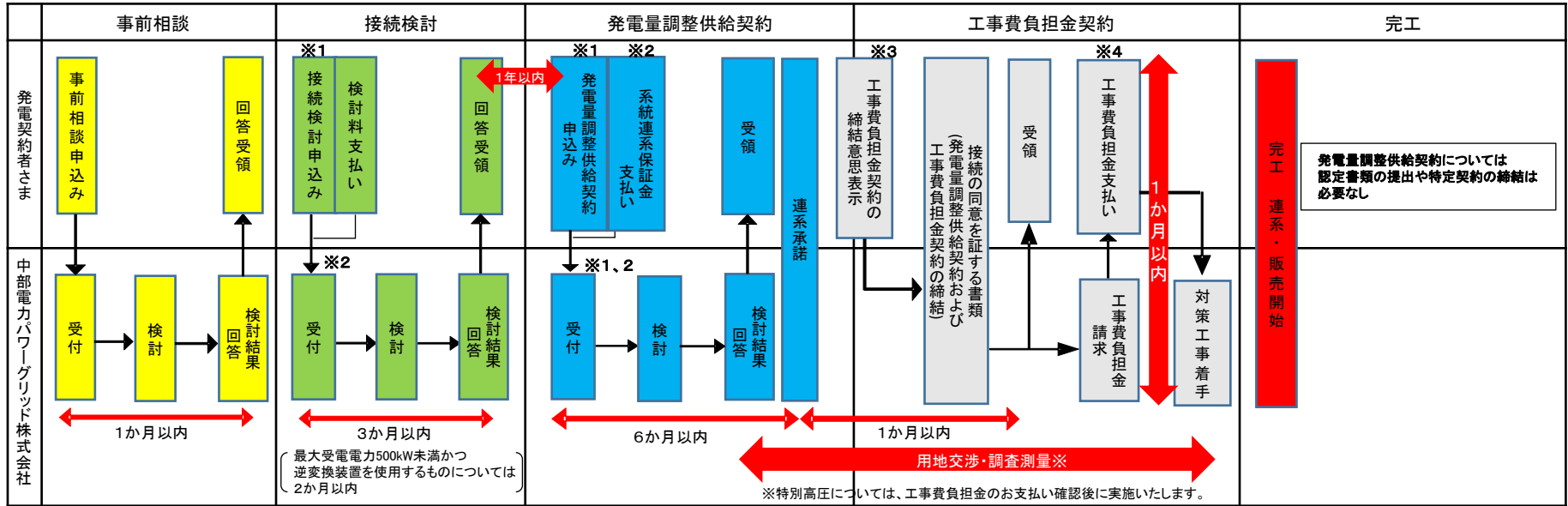
お客さまが再生可能エネルギー発電設備で発電された電気の販売を中部電力パワーグリッド株式会社へ希望される場合の標準的な流れは以下のとおりとなります。



## <発電量調整供給(FIT以外)に基づく発電を希望される場合>

お客さまが再生可能エネルギー発電設備で発電された電気を中部電力パワーグリッド以外へ販売される場合の標準的な流れは以下のとおりとなります。

なお、販売先が未定の場合においても発電者さま等より申込みが可能です。この場合、連系開始の1か月前までには発電契約者さまと当社との発電量調整供給契約の締結が必要となります。



※1 電源接続検討案件一括検討プロセスを含めた系統アクセスの流れや手続き等につきまして、電力広域的運営推進機関HPIに公表されている「発電設備等系統アクセスの流れ」のご確認をお願いいたします。なお、電源接続検討案件一括検討プロセスへの該当有無等は、接続検討回答書に記載いたします。また、今回お申込みいただいた希望連系点の系統状況の概要につきまして、系統空容量マッピングで公表しておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

発電設備等系統アクセスの流れ：[https://www.occto.or.jp/access/kentou/access\\_process.html](https://www.occto.or.jp/access/kentou/access_process.html)

系統空容量マッピング：[https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/hatsuden\\_kouri/takuso\\_kyokyu/rule/map/](https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/hatsuden_kouri/takuso_kyokyu/rule/map/)

また、ノンファーム型接続(系統混雑時の出力制御を条件に、系統増強を不要として、すみやかな系統連系を実現する連系形態)については、以下よりご確認をお願いいたします。

ノンファーム型接続に関する資料：<https://www.occto.or.jp/grid/business/setsuzoku.html>

ノンファーム型接続のさらなる適用拡大について：[https://powergrid.chuden.co.jp/news/topics/1209781\\_3288.html](https://powergrid.chuden.co.jp/news/topics/1209781_3288.html)

※2 接続契約申込後、系統連系保証金(以下、「保証金」といいます。)のお支払いをしていただきます。なお、保証金額は接続検討回答書記載の工事費負担金総額(消費税等相当額含む)×5%となります(千円未満切り捨て)。

当社は接続検討回答書が有効期限内であり、保証金のお支払いおよび申込書類に不備がないことならびに接続検討結果に比して、送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がないことを確認後、接続契約申込みの受付をいたします。なお、工事費負担金契約の締結前に接続契約申込みが取下げられた場合または、接続契約が解除等により終了した場合、原則保証金の返還はいたしません。また、接続契約申込みの受付をもって連系予約(発電設備等が送電系統(連系線を除く。)へ連系等されたものとして取り扱うことをい、高圧以下の送電系統その他 の技術及び運用面の観点から容量確保が必要な送電系統において暫定的に送電系統の容量を確保することを含む。)を行います。ただし、接続契約申込みに対する当社からの回答に必要な情報を提供していただけない場合等、不当に連系予約していると判断される場合には連系予約を取消することがあります。

※3 接続契約の締結後(連系承諾後)1か月以内に工事費負担金契約の締結意思をお示しいたします。締結意思をお示しいたさない場合は、「再生可能エネルギー発電設備からの電力供給契約要綱」34(供給契約の解除)(4)ホ(ト)および「託送供給条約」16(承諾の限界)にもとづき、接続契約の解除もしくは発電量調整供給契約の申込のお断りをするとともに、連系予約を取消いたします。

※4 お支払いいただいた保証金は、工事費負担金に充当いたします。なお、工事費負担金のお支払いは、原則、当社からの請求後1か月以内となります。支払期日までにお支払いいただけない場合、契約を解除もしくは申込承諾のお断りをさせていただきます。

※5 認定通知書を受領後、当社に認定通知書の写しをご提出いただけます。

※6 運転開始期限を超過した場合、調達期間が短縮されます。

また、認定が失効した場合、「再生可能エネルギー発電設備からの電力供給契約要綱」34(供給契約の解除)(5)にもとづき、電力供給契約を解除するとともに、連系予約を取消いたします。

※7 認定通知書の内容と契約内容が合致していない場合、相違している内容が改善されたことを確認するまでは連系等することができません。

※8 原則、販売開始後に電力供給契約に係る契約書類の送付をいたします。

## 2 事前相談・接続検討に関する検討結果の位置づけ等

### (1) 事前相談(任意・無償)

・事前相談とは、以下の内容を簡易的に検討したものであり、連系に必要となる対策工事の内容・工期等に関する検討は接続検討にて行います。

〔高圧〕 ✓ 連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量から評価した連系制限の有無 ✓ 連系点(想定)から連系予定変電所までの既設配電線路巨長  
✓ バック逆潮流の発生の有無

〔特高〕 ✓ 送電系統の平常時における混雑発生の有無 ✓ 送変電設備の熱容量から評価した連系制限の有無  
✓ 発電設備等設置場所から連系点(想定)までの直線距離

・検討時点での系統状況等に基づく簡易検討結果を回答しており、将来にわたってその回答内容をお約束するものではなく、連系予約するものでもありません。

・検討結果は、接続契約申込みを受付けていない他の計画を考慮しておりません。また、同一のお客さまが同時または前後して複数の計画について事前相談を申込みされた場合も同様に、お互いの計画を考慮しておりません。

### (2) 接続検討(必須・有償)

・検討料(1地点1検討につき20万円に消費税等相当額を加えた金額)を申受け、電圧変動等も考慮した検討を行い、連系制限の有無、対策工事・工事費負担金・工期等に関する概要等を回答いたします。

・申込書類に不備がないことおよび検討料が入金されたことを確認したうえで受け付けし、検討を開始いたします。

・**検討時点での系統状況等に基づく検討結果を回答しており、将来にわたってその回答内容をお約束するものでもありません。**

・検討結果は、接続契約申込みを受付けていない他の計画を考慮しておりません。また、同一のお客さまが同時または前後して複数の計画について接続検討を申込みされた場合も同様に、お互いの計画を考慮しておりません。

・検討結果の回答日から接続契約申込みの受付が1年を経過した場合は、再度接続検討の申込み(検討料の支払い含む)等が必要となります。

・当社配電線の電圧上昇を抑制し、適正な電圧を維持するため、当社では太陽光発電設備の高圧連系に際して「パワーコンディショナーの力率一定制御※」をお願いしております。

※ 太陽光発電設備の出力(有効電力)に対し、運転力率の値が一定となるよう無効電力を出力し、発電設備の出力によって生じる電圧変動(上昇)を抑制する制御運転です。

・連系後、設置場所に常時管理者が不在の場合等において、お客さまの発電設備が異常を検出し停止または解列した際、お客さまが発電設備の停止に気付かず発電設備の再連系が遅れる場合がございます。つきましては、遠隔監視装置の設置等によりあらかじめ対策を講じていただくことをおすすめいたします。

## 3 事業を進められるうえでの留意事項

・連系予約の確定までに事前相談の検討結果または接続検討結果に変更が生じた場合、以下のような行為により生じた費用および将来見込まれていた利益(電力販売によるものを含む)の逸失その他のお客さまおよび第三者の損害について当社は一切補償いたしません。

- ✓ 事業化にあたっての調査・設計・企画
  - ✓ 土地の取得、賃貸借契約、造成、既存設備の除却
  - ✓ 資機材の発注・売買および請負契約・機器の設置
  - ✓ 事業計画認定などの官公庁への申請
  - ✓ 立地協定の締結
- 等

## 4 情報の取扱い

・当社からの検討結果の回答(以下、「本回答」といいます。)には、守秘性の高い情報が含まれており、本回答に基づき知りえた情報についての目的外利用、第三者への漏えい等を禁止します。本回答の目的外利用、第三者への漏えい等により、当社その他の第三者に損害が発生した場合には、その一切の損害を賠償していただきます。

・お客さまが本回答を目的外利用することによりお客さまが損害を受けた場合は、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。